

数学教室図書室利用規定

(開室日・時間)

第1条 図書室の開室日・時間は以下の通りとする。

1. 開室日 月曜日～金曜日
2. 開室時間 9:00～12:00、13:00～17:00
3. 閉室 12:00～13:00、土・日曜日・祝祭日、創立記念日、年末年始
4. その他 必要に応じて、臨時に閉室、または開室時間等を変更することがある。

(入室・閲覧)

第2条 入室・閲覧について、以下の通りとする。

1. 本学の教職員及び学生等
 2. その他 身分証明証提示、所定の利用票を提出した一般利用者
- * 土足厳禁とする。
 - * カバン等は室内への持ち込みを禁止とし、所定のロッカーに収納するものとする。

(貸出)

第3条

1. 数学教室所属者
 - (ア) 教職員 制限なし
 - (イ) 大学院生・研究生・研究員 3か月・10冊
 2. 数理解析専攻所属者 3か月・10冊
 3. 第3条1, 2以外の学内所属者 2週間・5冊
- * 貸出を行う際には図書館利用証を提示すること。
 - * 貸出期限の延長は2週間とする。
 - * 雑誌・全集・辞書などは貸出対象外とする。
 - * 貸出を受けた資料を他人に転貸してはならない。
 - * 貸出対象外資料複写のための一時持出は当日の開室時間中に限り、可能とする。一時持出の際には身分証と引き替えとする。

(弁済)

第4条 図書室資料を汚損、破損、若しくは紛失した場合には、代本または相当の代償を求めることができる。

(複写)

第5条 室内の複写機は以下の利用者が利用できる。

1. 数学教室所属者
 2. 京都大学文献複写利用書による学内 ILL での複写利用者
- * 該当しない利用者は、一時持出手続き後、当日の開室時間中に館外で複写を行うものとする。
- * 状態の良くない図書・雑誌の複写については専門の業者へ依頼する。

(指示・規則の遵守)

第6条 利用者は、図書室の利用にあたっては規則を遵守し、掛員の指示があればそれに従うこと。また以下に挙げる内容について守らなければならない。違反した者に対しては、図書室の利用を停止することがある。

1. 静粛を保ち、他の利用者の迷惑となる行為をしないこと。
2. 飲食をしないこと。ただし、ペットボトル等ふたが閉まる容器の飲料は可とする。
3. 閲覧室内で通話をしないこと。
4. 図書・雑誌等資料の配列を乱さないこと。
5. パソコンの利用は、ネットワーク利用上のルールとマナーを守り、学習・学術研究を目的とする。

附則

本規定は平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

附則

本規定は平成 30 年 1 月 1 日より施行する。

附則

本規定は令和 5 年 4 月 1 日より施行する。